

# 告 示

## 埼玉県告示第九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

水準基標測量（二級水準測量）

### 三 作業地域

江戸川周辺（幸手市、春日部市、松伏町、吉川町、三郷市）

### 四 作業期間

令和二年二月十日から令和二年五月二十九日まで